に係る経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第六十六条第一項の規定による報告書（当該報告書に添付された書類を含む。次項において「実施状況報告書等」という。）の写し及び当該投資事業有限責任組合の次に掲げる事項を記載した書類とする。

一　当該適用連結事業年度直前計算期間終了の時におけるその組合財産である各新事業開拓事業者（産業競争力強化法第二条第五項に規定する新事業開拓事業者をいう。以下この項及び次項において同じ。）の株式（法第六十八条の四十三の二第一項に規定する株式をいう。以下この項及び次項において同じ。）に係る当該各新事業開拓事業者の名称並びに当該各新事業開拓事業者ごとに区分をした当該株式の数及び帳簿価額

二　当該連結親法人又はその連結子法人の当該適用連結事業年度直前計算期間終了の時における当該投資事業有限責任組合の組合員の持分の割合

三　当該投資事業有限責任組合の組合財産である各新事業開拓事業者の株式につき次に掲げる場合に該当する場合におけるそれぞれ次に定める事項

イ　剰余金の配当があった場合　次に掲げる剰余金の配当があった事業年度の区分に応じそれぞれ次に定める事項

(1)　当該適用連結事業年度　次に掲げる事項

(i)　当該剰余金の配当をした各新事業開拓事業者の名称及び当該各新事業開拓事業者ごとに区分をした当該剰余金の配当の額

(ii)　当該適用連結事業年度直前計算期間終了の時における当該剰余金の配当をした各新事業開拓事業者ごとに区分をした当該各新事業開拓事業者の株式の数及び帳簿価額

(2)　当該適用連結事業年度前の連結事業年度（当該適用連結事業年度前の事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該適用連結事業年度前の事業年度）　当該剰余金の配当をした各新事業開拓事業者の名称

ロ　当該適用連結事業年度直前計算期間（当該適用連結事業年度直前計算期間が当該連結親法人又はその連結子法人のその適用連結事業年度終了の日の直前に終了した計算期間である場合の当該適用連結事業年度直前計算期間に限る。）終了の日の翌日から当該適用連結事業年度終了の日までの間にその全部又は一部が当該投資事業有限責任組合の組合財産に該当しないこととなった場合　各新事業開拓事業者ごとに区分をしたその該当しないこととなった株式の数及び当該適用連結事業年度直前計算期間終了の時における当該株式の帳簿価額

5　施行令第三十九条の七十二の二第六項に規定する財務省令で定める書類は、当該適格分割等の直前における法第六十八条の四十三の二第五項に規定する連結親法人又はその連結子法人が締結している同項の規定の適用に係る投資事業有限責任組合に係る投資事業有限責任組合契約の契約書の写し、当該適格分割等の日の前日に終了する当該投資事業有限責任組合の計算期間（当該前日に終了する当該投資事業有限責任組合の計算期間がない場合には、当該前日の直前に終了した当該投資事業有限責任組合の計算期間。以下この項において「適格分割等直前計算期間」という。）に係る実施状況報告書等の写し及び当該投資事業有限責任組合の次に掲げる事項を記載した書類とする。

一　当該適格分割等直前計算期間終了の時におけるその組合財産である各新事業開拓事業者の株式に係る当該各新事業開拓事業者の名称並びに当該各新事業開拓事業者ごとに区分をした当該株式の数及び帳簿価額

二　当該連結親法人又はその連結子法人の当該適格分割等直前計算期間終了の時における当該投資事業有限責任組合の組合員の持分の割合

三　当該投資事業有限責任組合の組合財産である各新事業開拓事業者の株式につき次に掲げる場合に該当する場合におけるそれぞれ次に定める事項

イ　剰余金の配当があった場合　次に掲げる剰余金の配当があった期間又は事業年度の区分に応じそれぞれ次に定める事項

(1)　当該適格分割等の日を含む連結事業年度開始の日から当該適格分割等の日の前日までの期間　次に掲げる事項

(i)　当該剰余金の配当をした各新事業開拓事業者の名称及び当該各新事業開拓事業者ごとに区分をした当該剰余金の配当の額

(ii)　当該適格分割等直前計算期間終了の時における当該剰余金の配当をした各新事業開拓事業者ごとに区分をした当該各新事業開拓事業者の株式の数及び帳簿価額

(2)　当該適格分割等の日を含む連結事業年度（同日を含む連結事業年度前の事業年度）の事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、同日を含む連結事業年度前の事業年度）　当該剰余金の配当をした各新事業開拓事業者の名称

ロ　当該適格分割等直前計算期間（当該適格分割等直前計算期間が当該連結親法人又はその連結子法人のその適格分割等の日の前日の直前に終了した計算期間である場合の当該適格分割等の日の前日までの間にその全部又は一部が当該投資事業有限責任組合の組合財産に該当しないこととなった場合　各新事業開拓事業者ごとに区分をしたその該当しないこととなった株式の数及び当該適格分割等直前計算期間終了の時における当該株式の帳簿価額

（特定事業再編投資損失準備金）

第二十二条の四十六の二　施行令第三十九条の七十二の三第四項に規定する財務省令で定める連結事業年度は、法第六十八条の四十三の三第一項又は第二項の特定事業再編投資損失準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた法第五十五条の三第一項又は第二項の特定事業再編計画（次項において「特定事業再編計画」という。）について同条第一項に規定する変更の認定があった場合における当該変更の認定の日を含む連結事業年度とする。

2　施行令第三十九条の七十二の三第四項に規定する財務省令で定める書類は、法第六十八条の四十三の三第一項又は第二項の特定事業再編投資損失準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた法第五十五条の三第一項又は第二項の特定事業再編投資損失準備金を含む。）に係る法第六十八条の四十三の三第一項又は第二項の特定会社の名称が記載された特定事業再編計画の写し及び当該特定事業再編計画に係る産業競争力強化法施行規則第十八条第一項の認定書（前項に規定する連結事業年度にあっては、同令第十九条第五項の認定書）の写しとする。

（原子力発電施設解体準備金）

第二十二条の五十五　法第六十八条の五十四第一項に規定する財務省令で定める期間は、原子力発電施設解体引当金に関する省令第一条第五号に規定する積立期間とする。

第二十二条の六十一第一項第二号中「場合」の下に「（前号に掲げる場合を除く。）」を加え、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　施行令第三十九条の九十第四項に規定する財務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する財務省令で定める期間の月数は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間の月数とする。

一　法第六十八条の六十三第二項に規定する連結法人に該当する同項の連結親法人又はその連結子法人が合併により設立された法人であり、かつ、当該合併に係る各被合併法人のうちいずれかの法人が同項に規定する経済金融活性化特別地区として指定された地区（以下この項において「経済金融活性化特別地区」という。）内において施行令第三十九条の九十第四項に規定する特定経済金融活性化産業に属する事業（以下この項において「特定経済金融活性化事業」という。）を行っていた場合　当該被合併法人のうち当該経済金融活性化特別地区内において当該特定経済金融活性化事業を開始した日が最も早い法人が当該特定経済金融活性化事業を行っていた期間の月数

二　法第六十八条の六十三第二項に規定する連結法人に該当する同項の連結親法人又はその連結子法人と実質的に同一であると認められる者が当該連結親法人又はその連結子法人の設立前に経済金融活性化特別地区内において特定経済金融活性化事業を行っていた場合（前号に掲げる場合を除く。）　当該実質的に同一であると認められる者が当該経済金融活性化特別地区内において当該特定経済金融活性化事業を行っていた期間の月数